

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(国土交通省)

事業名	観測施設災害対応体制の強化		担当部局	気象庁	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	観測部観測課 地震火山部火山課	観測課長 佐々木喜一 火山課長 山里 平		
会計区分	一般会計		施策名	10 自然災害等による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	気象業務法(第3条、第11条、第13条、第15条他) 災害対策基本法(第3条、第8条) 活動火山対策特別措置法(第19条、第21条)		関係する計画、通知等	防災基本計画(昭和38年中央防災会議策定) 復興への提言～悲愴のなかの希望～(平成23年東日本大震災復興構想会議決定) 東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年東日本大震災復興対策本部決定) 局地的な大雨による被害の軽減に向けた気象業務のあり方について(平成21年交通政策審議会気象分科会策定) 噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針(平成20年中央防災会議報告)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	東日本大震災においては、広域停電や地上通信回線の途絶により、気象庁の地震・津波・気象等の観測ネットワークの一部が長時間にわたり機能を喪失した。特に、離島や遠隔地など地理的な制約があるところについては、復旧までに相当の時間を要した。このことから、離島の気象レーダーやアメダス、全国の火山観測施設においては、大規模災害等により商用電源や地上通信回線が途絶した場合に対応して、非常電源や衛星通信機器の緊急整備を行い、大雨等防災情報を安定・確実に提供する体制を整備する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	1.離島の気象レーダー通信機能の強化(衛星通信機器の整備:観測局(種子島、名瀬、石垣島)、監視局(清瀬)) 2.離島のアメダス非常電源の強化(アメダス:バッテリー等27式整備、特別地域気象観測所:太陽電池システム11式整備) 3.火山観測施設の電源・通信機能の強化(バックアップ電源及び衛星通信回線装置を46火山へ整備)						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	1,014	1,014		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
			23年度	24年度			
離島・遠隔地の観測施設において、大規模災害時等の非常用電源(72時間)・バックアップ回線を確保し、大雨等防災情報を安定・確実に提供する体制を整備する。	%	0	100	非常用電源・衛星通信機器の整備	箇所	() 88	
単位当たりコスト	11,524 (千円/1箇所あたり)		算出根拠	H23年度3次補正額/箇所数			
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。				「東日本大震災からの復興の基本方針」5復興施策(4)⑤(iii)、「地震・津波等の観測・監視・予測体制の強化、津波警報の改善をはじめとした防災情報の強化等を実施する。」に整合している。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害等により商用電源や地上通信回線が途絶した場合に対応して、観測施設の非常電源や衛星通信機器の整備を行う、大雨等防災情報を安定・確実に提供する体制を整備するための緊急性の高い事業である。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				大規模災害等により商用電源や地上通信回線が途絶した場合、特に、離島や遠隔地など地理的な制約がある観測点においては、近隣の観測点も少なく代替できるデータも少ないことから、大雨等防災情報を安定・確実に提供するためには、これらの観測施設に非常電源や衛星通信機器を整備することが最も効果的である。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				大規模災害等により商用電源や地上通信回線が途絶した場合に、特に、離島や遠隔地など地理的な制約により、復旧までに相当の時間を要する観測点のみを整備対象とするとともに、観測機器等に必要な電力量やデータ伝送量を勘案のうえ、観測施設の種別毎に適切な電源設備や通信回線を選定し、効率的かつ効果的に整備を行うこととしている。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				気象業務法に基づき、気象等の観測網整備や情報発表は気象庁が実施することとなっており、役割分担等は明確となっている。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				整合が必要となる他の事業は無い。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				国において直接実施する事業であり、国自ら契約を締結し、工程管理から完成検査まで、職員により適切に実施することとしている。			

注1.「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込みを記入すること。
 注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第3次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 × ×(円/))」などと記入すること。
 注3.「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。